

議案第 3 9 号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項及び第 2 項の 2 に規定するものを除く。）		1 法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項に規定するものを除く。）	
(1) 床面積の合計が 3 0 平方メートル以下のもの	1 件につき <u>8</u> , 0 0 0 円	(1) 床面積の合計が 3 0 平方メートル以下のもの	1 件につき <u>7</u> , 0 0 0 円
(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下のもの	1 件につき <u>2</u> 0 , 0 0 0 円	(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下のもの	1 件につき <u>1</u> 4 , 0 0 0 円
(3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のもの	1 件につき <u>3</u> 4 , 0 0 0 円	(3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のもの	1 件につき <u>2</u> 4 , 0 0 0 円
(4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以	1 件につき <u>3</u> 6 , 0 0 0 円	(4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以	1 件につき <u>3</u> 1 , 0 0 0 円

	下のもの (5) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	1 件につき 3 9, 0 0 0 円 [略] [略] [略] [略] [略]		下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	[略] [略] [略] [略] [略]	
	2 法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限り、次項に規定するものを除く。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（次号から第 4 号までに規定するものを除く。） (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を<u>建築するもの</u>	<u>前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、昇降機 1 基ごとに 1 4, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、5, 0 0 0 円）を加算した額</u> <u>前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、4, 0 0 0 円）を加算した額</u>		2 法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに<u>限る</u>。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（次号から第 4 号までに規定するものを除く。） (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を<u>建設するもの</u>	<u>第 1 項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、昇降機 1 基ごとに 1 4, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、5, 0 0 0 円）を加算した額</u> <u>第 1 項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、4, 0 0 0 円）</u>	

(3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築するもの (4) [略]	<u>前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額</u> [略]	(3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築するもの (4) [略]	を加算した額 <u>第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額と同一の額</u> [略]
2の2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく場合に限る。ただし、建築物省エネ法第11条第6項及び第12条第7項に規定する適合判定通知書の交付その他の認定等を受けた場合を除く。） (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 (7) 床面積の合計が200平方メートル	第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た金額 一の建築物につき 14,00		

ル未満のもの	0円
(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	一の建築物につき 16,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	一の建築物につき 27,000円
(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 43,000円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 68,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	一の建築物につき 88,000円
(2) 前号の基準に適合するものとして確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築（当該計画変更により同基準への適合審査が新たに生じない建築を除く。）するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(7) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	一の建築物につき 7,000円
(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	一の建築物につき 8,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	一の建築物につき 13,500円
(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 21,500円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,0	一の建築物につき 34,000円

〇〇平方メートル未満のもの (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	一の建築物につき 44,000円
3・4 [略]	
5 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（次項から第7項の2に規定するものを除く。） (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	1件につき <u>1</u> <u>5,000円</u> 1件につき <u>2</u> <u>4,000円</u> 1件につき <u>3</u> <u>4,000円</u> 1件につき <u>3</u> <u>7,000円</u> 1件につき <u>4</u> <u>2,000円</u> [略] [略] [略] [略] [略]
6 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項及び第7項の2に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以	[略] 1件につき <u>2</u> <u>8,000円</u>

3・4 [略]	
5 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。） (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	1件につき <u>1</u> <u>4,000円</u> 1件につき <u>1</u> <u>7,000円</u> 1件につき <u>2</u> <u>4,000円</u> 1件につき <u>3</u> <u>5,000円</u> [略] [略] [略] [略] [略]
6 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以	[略] 1件につき <u>3</u> <u>3,000円</u>

下のもの (5) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	1 件につき 3 6, 0 0 0 円 [略] [略] [略] [略] [略]	下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	[略] [略] [略] [略] [略]
7 法第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 2 1 項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限り、次項に規定するものを除く。） (1)・(2) [略]	[略]	7 法第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 2 1 項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに<u>限る。</u>） (1)・(2) [略]	[略]
7 の 2 法第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 2 1 項の規定による建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画が建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項の規定に基づく要確認特定建築行為又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく要通知特定建築行為に係る建築物に関する場合に限る。） (1) 床面積の合計が 3 0 平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下のもの (3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のもの (4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以下のもの	第 5 項若しくは第 6 項に規定する建築物に関する完了検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額 一の建築物につき 3, 0 0 0 円 一の建築物につき 5, 0 0 0 円 一の建築物につき 6, 0 0 0 円 一の建築物につき 7, 0 0 0 円		

(5) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの (6) 床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以下のもの (7) 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以下のもの (8) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以下のもの (9) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以下のもの (10) 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	一の建築物につき 8, 0 0 0 円 一の建築物につき 1 1, 0 0 0 円 一の建築物につき 1 6, 0 0 0 円 一の建築物につき 4 1, 0 0 0 円 一の建築物につき 6 6, 0 0 0 円 一の建築物につき 1 3 3, 0 0 0 円		
8・9 [略]		8・9 [略]	
1 0 法第 7 条の 3 第 4 項又は第 1 8 条第 2 9 項の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え <u>3 0 0 平方メートル</u> 以下のもの (5) 床面積の合計が <u>3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの</u> (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	[略] 1 件につき <u>2 7, 0 0 0 円</u> 1 件につき <u>3 3, 0 0 0 円</u> [略] [略] [略] [略] [略]	1 0 法第 7 条の 3 第 4 項又は第 1 8 条第 2 9 項の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え <u>5 0 0 平方メートル</u> 以下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	[略] 1 件につき <u>3 1, 0 0 0 円</u> [略] [略] [略] [略] [略]
1 1 ～ 6 8 の 3 [略]		1 1 ～ 6 8 の 3 [略]	
6 8 の 4 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する住宅用	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額		

途を含む建築物の住宅部分の審査に限る。) (1) 一戸建ての住宅 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円			
69 [略]		69 [略]	
70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1) 次号に掲げるもの以外のもの	次のア及びイに定める額を合計して得た額 ア 第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号、<u>第68項の4各号</u>又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 イ [略]	70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1) 次号に掲げるもの以外のもの	次のア及びイに定める額を合計して得た額 ア 第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 イ [略]

(2) [略]	[略]	(2) [略]	[略]
7 1 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）	第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号、 <u>第68項の4各号又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額</u>	7 1 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）	第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額
7 2 [略]		7 2 [略]	
7 3 <u>建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u>	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u>	7 3 <u>建築物のエネルギー消費性能等の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</u>
(1) <u>省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u>			
ア <u>一戸建ての住宅</u>			
(7) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>40,000円</u>		
(4) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>44,000円</u>		
イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>			
(7) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>80,000円</u>		
(4) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>135,000円</u>		
(7) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>230,000円</u>		
(5) <u>床面積の合計が</u>	<u>330,000</u>		

		5, 0 0 0平方メ ートル以上のもの	円				
(2)	省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2)に定 める基準又は第10条 第2号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に適合する もの						
	ア 一戸建ての住宅						
	(7) 床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	20, 000円					
	(4) 床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの	22, 000円					
	イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分						
	(7) 床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	38, 000円					
	(4) 床面積の合計が 300平方メート ル以上2, 000 平方メートル未満 のもの	66, 000円					
	(7) 床面積の合計が 2, 000平方メ ートル以上5, 0 00平方メートル 未満のもの	121, 000 円					
	(4) 床面積の合計が 5, 000平方メ ートル以上のもの	183, 000 円					
(3)	省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準と同号イ(2)及 びロ(2)に定める基準又 は第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準 を併用するもの						
	ア 一戸建ての住宅						
	(7) 床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	29, 000円					
	(4) 床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの	33, 000円					
	イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分						
	(7) 床面積の合計が	59, 000円					

	<u>300平方メートル未満のもの</u> (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> (ロ) 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> (ハ) 床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上のもの</u> (4) 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア 床面積（市長が別に定める部分の床面積を除く。以下この項、次項第4号及び第5号並びに第79項第4号及び第5号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの イ～キ [略] (5) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア～キ [略]	<u>100,000</u> 円 <u>175,000</u> 円 <u>256,000</u> 円 [略] [略] [略]		
	(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア 床面積（市長が別に定める部分の床面積を除く。以下この項、次項及び第80項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの イ～キ [略] (2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア～キ [略]	[略] [略] [略]		
74 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (1) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (ロ) 床面積の合計が200平方メートル	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>20,000円</u> <u>22,000円</u>		<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</u>	

ル以上のもの
イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分

(7) 床面積の合計が
300平方メート

40,000円

ル未満のもの

(4) 床面積の合計が
300平方メート

67,500円

ル以上2,000
平方メートル未満
のもの

(7) 床面積の合計が
2,000平方メ

115,000

ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの

円

(5) 床面積の合計が
5,000平方メ

165,000

ートル以上のもの

円

(2) 省令第1条第1項第
2号イ(2)及びロ(2)に定
める基準又は第10条
第2号イ(2)及びロ(2)に
定める基準に適合する
もの

ア 一戸建ての住宅

(7) 床面積の合計が
200平方メート

10,000円

ル未満のもの

(4) 床面積の合計が
200平方メート

11,000円

ル以上のもの

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分

(7) 床面積の合計が
300平方メート

19,000円

ル未満のもの

(4) 床面積の合計が
300平方メート

33,000円

ル以上2,000
平方メートル未満
のもの

(7) 床面積の合計が
2,000平方メ

60,500円

ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの

(5) 床面積の合計が
5,000平方メ

91,500円

ートル以上のもの

(3) <u>省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの</u> <u>ア 一戸建ての住宅</u> (7) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> (4) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> (7) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> (4) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> (7) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> (4) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> (4) <u>省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略] (5) <u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略]	<u>14,500円</u> <u>16,500円</u> <u>29,500円</u> <u>50,000円</u> <u>87,500円</u> <u>128,000円</u> [略] [略]		(1) <u>省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略] (2) <u>省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略]	[略] [略]	
75 <u>建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</u> (1) <u>建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げ</u>	[略]		75 <u>建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</u> (1) <u>建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げ</u>	[略]	

る基準に適合していることを示す書類が提出された場合		る基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
ア～ウ [略]	[略]	ア～ウ [略]	[略]
(2)・(3) [略]	[略]	(2)・(3) [略]	[略]
(4) 第1号以外の場合、			
省令第10条第2号イ (1)及びロ(2)又は同号イ (2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの			
ア 一戸建ての住宅			
(7) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	29,000円		
(4) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	33,000円		
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分			
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	59,000円		
(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円		
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円		
(4) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	256,000円		
(5) [略]	[略]	(4) [略]	[略]
(6) [略]	[略]	(5) [略]	[略]
76 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	[略]	76 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	[略]
(1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		(1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
ア 床面積の合計が30平方メートル以下	8,000円	ア 床面積の合計が30平方メートル以下	7,000円

	のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>300平方メートル</u>以下のもの オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] コ [略] (2) [略]	<u>20,000円</u> <u>34,000円</u> <u>36,000円</u> <u>39,000円</u> [略] [略] [略] [略] [略] [略]		のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以下のもの オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] (2) [略]	<u>14,000円</u> <u>24,000円</u> <u>31,000円</u> [略] [略] [略] [略] [略] [略]	
	77 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） (1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア～ウ [略] (2)・(3) [略] (4) 第1号以外の場合で、 <u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> ア 一戸建ての住宅 <u>(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> <u>(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> イ 住宅用途を含む建	[略] [略] [略] <u>14,500円</u> <u>16,500円</u>		77 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア～ウ [略] (2)・(3) [略]	[略] [略] [略]	

	建築物の住宅部分 (7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの (4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの (7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの (4) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの (5) [略] (6) [略]	29,500円 50,000円 87,500円 128,000円 [略] [略]		(4) [略] (5) [略] 78 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査 79 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略] [略] 次に掲げる額を合算して得た金額 5,000円 11,000円 23,000円	
--	---	--	--	--	--	--

					(㊦) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	52,000円
					(㊧) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上のもの	94,000円
				ウ 非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分	(㊦) 床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	11,000円
					(㊧) 床面積の合計が 300平方メート ル以上1,000 平方メートル未満 のもの	19,000円
					(㊦) 床面積の合計が 1,000平方メ ートル以上2,0 00平方メートル 未満のもの	31,000円
					(㊧) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	94,000円
					(㊦) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上10, 000平方メート ル未満のもの	149,000 円
					(㊧) 床面積の合計が 10,000平方 メートル以上25 ,000平方メー トル未満のもの	188,000 円
					(㊦) 床面積の合計が 25,000平方 メートル以上のもの	235,000 円
				(2) 前号以外の場合で、 省令第1条第1項第2 号イ(1)及びロ(1)に定め る基準に適合するもの	ア 一戸建ての住宅	
					(㊦) 床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	40,000円

					(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	44,000円	
				イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	80,000円	
					(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円	
					(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円	
					(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	330,000円	
				(3) 第1号以外の場合で、 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同 号イ(3)及びロ(3)に定める 基準に適合するもの	ア 一戸建ての住宅		
					(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	20,000円	
					(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	22,000円	
				イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	38,000円	
					(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	
					(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,000円	
					(エ) 床面積の合計が 5,000平方メ	183,000円	

					ートル以上のもの		
				(4)	第1号以外の場合で、 省令第1条第1項第1 号イに定める基準に適 合する非住宅用途を含 む建築物の非住宅部分		
				ア	床面積の合計が3 00平方メートル未 満のもの	267,000 円	
				イ	床面積の合計が3 00平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のもの	334,000 円	
				ウ	床面積の合計が1 ,000平方メート ル以上2,000平 方メートル未満のも の	432,000 円	
				エ	床面積の合計が2 ,000平方メート ル以上5,000平 方メートル未満のも の	616,000 円	
				オ	床面積の合計が5 ,000平方メート ル以上10,000 平方メートル未満の もの	759,000 円	
				カ	床面積の合計が1 0,000平方メー トル以上25,00 0平方メートル未満 のもの	898,000 円	
				キ	床面積の合計が2 5,000平方メー トル以上のもの	1,024,0 00円	
				(5)	第1号以外の場合で、 省令第1条第1項第1 号ロに定める基準に適 合する非住宅用途を含 む建築物の非住宅部分		
				ア	床面積の合計が3 00平方メートル未 満のもの	102,000 円	
				イ	床面積の合計が3 00平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のもの	130,000 円	
				ウ	床面積の合計が1 ,000平方メート	171,000 円	

				ル以上2,000平方メートル未満のもの	
				エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	277,000円
				オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	362,000円
				カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,000円
				キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	510,000円
79 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額		80 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額	
(1) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの					
ア 一戸建ての住宅					
(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円				
(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円				
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分					
(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	40,000円				
(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円				

(㊦) 床面積の合計が 2, 0 0 0平方メ ートル以上5, 0 0 0平方メートル 未満のもの	<u>1 1 5, 0 0 0</u> 円
(㊧) 床面積の合計が 5, 0 0 0平方メ ートル以上のもの	<u>1 6 5, 0 0 0</u> 円
(2) 省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2)に定 める基準又は第10条 第2号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に適合する もの	
ア 一戸建ての住宅	
(㊦) 床面積の合計が 2 0 0平方メート ル未満のもの	<u>1 0, 0 0 0</u> 円
(㊧) 床面積の合計が 2 0 0平方メート ル以上のもの	<u>1 1, 0 0 0</u> 円
イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分	
(㊦) 床面積の合計が 3 0 0平方メート ル未満のもの	<u>1 9, 0 0 0</u> 円
(㊧) 床面積の合計が 3 0 0平方メート ル以上2, 0 0 0 平方メートル未満 のもの	<u>3 3, 0 0 0</u> 円
(㊦) 床面積の合計が 2, 0 0 0平方メ ートル以上5, 0 0 0平方メートル 未満のもの	<u>6 0, 5 0 0</u> 円
(㊧) 床面積の合計が 5, 0 0 0平方メ ートル以上のもの	<u>9 1, 5 0 0</u> 円
(3) 省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準と同号イ(2)及 びロ(2)に定める基準又 は第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準 を併用するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(㊦) 床面積の合計が 2 0 0平方メート ル未満のもの	<u>1 4, 5 0 0</u> 円

(4) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	16,500円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	29,500円
(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
(2) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	128,000円
(4) 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア～キ [略]	[略]
(5) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア～キ [略]	[略]

備考

- 1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）。ただし、第2項の2においては当該建築に係る部分の床面積。
 - (3)・(4) [略]
- 2・3 [略]
- 4 第2項の2において「その他の認定等」とは、次に掲げる認定又は書面の交付をいう。

(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア～キ [略]	[略]
(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア～キ [略]	[略]

備考

- 1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3)・(4) [略]
- 2・3 [略]

(1) <u>長期優良住宅法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書の交付</u> (2) <u>都市低炭素化促進法第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定</u> (3) <u>建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</u> <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] <u>8</u> <u>第73項第1号イ及び第3号イ、第74項第1号イ及び第3号イ、第75項第1号イ、第2号イ及び第4号イ、第77項第1号イ、第2号イ及び第4号イ、並びに第79項第1号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した場合においては、共用部分の床面積を除いたものとする。</u>	<u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> <u>第75項第1号イ及び第2号イ、第77項第1号イ及び第2号イ並びに第79項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した場合においては、共用部分の床面積を除いたものとする。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（別表第1項（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第2項の2（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第5項、第6項、第7項の2及び第10項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1項（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第2項の2（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第5項、第6項、第7項の2及び第10項の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物に関する事務に係る手数料について適用し、同日前にその工事に着工した建築物に関する事務に係る手数料については、なお従前の例による。